



2025年5月14日

各 位

会 社 名 文化シャッター株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小倉 博之
(コード：5930 東証プライム)
URL：https://www.bunka-s.co.jp/
問 合 せ 先 人事総務部長 宮下 貴博
(TEL：03-5844-7200)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主（以下「提案株主」といいます。）より、2025年6月17日開催予定の第79期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領していましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主からの本株主提案の内容等および当社取締役会意見

1. 提案株主

株主名：NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC

2. 上記株主からの本株主提案の内容等

(1) 議題

- ① 自己株式取得の件
- ② 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(2) 議案の内容

「別紙1：提案株主からの本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、「別紙1：提案株主からの本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

(3) 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①自己株式取得の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社は、自己株式の取得は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とする施策であり、当社の資本効率の向上および株主還元の充実を図るために有効であると認識しております。

2024年度から2026年度における中期経営計画においても、当社は、「恒久的な企業価値の創出」をめざした重点施策として、資本コスト経営の更なる推進とともに、事業成長や株主還元のバランスを意識した財務戦略を掲げており、配当性向は40%を目安とし、株主還元の更なる向上に取り組んでおります。その結果、2025年3月期においては、一株当たり年間配当金は、前年度より19円増配の74円となります。また、当社は、中長期的な事業環境変化に対応するための設備投資、戦略投資を行いつつ、市場環境やキャッシュ・フロー等を勘案した上で、企業価値向上や資本効率の向上および株主還元の拡充を主な目的として自己株式取得を機動的に実施することも計画しており

ます。具体的には、2026年3月期は20億円の自己株式取得を予定しており、総還元性向は60%を超える見込みとなっております。

当社といたしましては、上記のとおり資本効率の向上や株主還元の重要性を認識しておりますが、自己株式の取得は上記中期経営計画における総還元性向を含む中長期的な経営戦略および資本政策ならびに実際の業績に基づき決定されるものであり、当社株式の取引の状況および株価を踏まえながら、適切な時期・金額を検討した上で実施するべきと考えております。当社定款第7条には、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定めておりますので、自己株式の取得の実施については、機動的に取締役会にて審議を行い、検討していきたいと考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

②社外取締役の員数に関する定款変更の件

ア. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

イ. 反対の理由

当社取締役会提案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者9名のうち社内取締役候補者5名は、いずれも当事業に精通した社内出身者であり、当社における各部門での職務経験等に基づく豊富かつ幅広い知識および高い専門性等を有しております。また、社外取締役候補者4名は大手資産運用会社の経営経験者、大手製造業のIR担当やCFO（最高財務責任者）経験者、そして新たに大手企業のDX経営コンサルティング業務の経験者、大手情報通信会社の情報通信、情報ネットワーク分野の製品開発の経験者の2名（新たな2名の候補者の選任をご承認いただいた場合、東京証券取引所の定める独立役員として届出をする予定。）を加えた独立社外取締役候補者となり、いずれも幅広い見識や各分野に関する豊富な経験と高い専門性を有しております。

さらに、監査等委員である取締役候補者5名は法律の専門家である弁護士、他社における経営経験者、学術的知見者等、それぞれが豊富な経験に裏付けされた幅広い知識と見識を有しており、このうち4名は、いずれも独立社外取締役候補者であります。

監査等委員である取締役を含む取締役候補者14名の選任をご承認いただいた場合、女性の取締役は4名（28.5%）、独立社外取締役が取締役に占める割合は過半数（57.1%）となり、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理、コンプライアンスの維持・向上に適した人材等のバランスを考慮した上で、適切な人数で取締役会が構成されることとなります。

このように、当社が提案する取締役候補者により構成される当社取締役会は、十分な独立性と多様性および専門性が保たれており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた経営の執行を監督するにあたっては、各取締役のスキルを踏まえた様々な観点からの活発な議論が行われることが期待でき、現時点における当社の経営環境および事業特性に照らし、最適な構成であると考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、かえって、取締役候補者の選択範囲を制限し、時宜に応じて最適な取締役会の構成を維持する上での妨げとなる可能性もあると考えております。

したがって、**当社取締役会は、本株主提案に反対**いたします。

別紙 1：提案株主からの本株主提案の内容

以下の頭書き、議題、提案の内容および提案の理由は、議案ごとに整理し、当該株主から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。

第 1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第 2 議案の要領及び提案の理由

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 7,220,000 株、取得価額の総額金 13,718,000,000 円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の株価は昨年来緩やかな上昇傾向にあったものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約 10%を自己株式として取得し、会社法第 178 条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 22 条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第 22 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 9 名以内とする。 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(員数) 第 22 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 9 名以内とする。 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。 <u>2 当社の取締役の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 12 名のうち社外取締役は 6 名となっており、3 分の 1 以上の要件は充たし

ているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

以 上